

デジタルツインを用いた延焼シミュレーション作成業務委託 募集要項

令和6年2月8日

デジタルツインを用いた延焼シミュレーション
作成業務委託事業者選定委員会

1 件名

デジタルツインを用いた延焼シミュレーション作成業務委託

2 目的及びプロポーザル方式実施の趣旨

火災延焼シミュレーションは、地震時における同時多発火災による被害を最小限に抑え、住民が安全に避難できるよう、火災の延焼拡大状況を迅速に予測するほか、都市の消防力向上に向けた消防活動支援とともに、延焼拡大の阻止・遅延が期待できる安全な市街地形成のため、沿道不燃化やオープンスペースの確保等、市街地の整備促進に活用できる。

本事業においては、実際の街並みを仮想空間上に構築し、風向き・風速・建物構造・出火点等の諸条件を組み合わせてシミュレートし、視覚的にわかりやすくすることで、防災意識の向上や政策立案に資するものにするを目的としている。

デジタルツインを用いた延焼シミュレーション作成業務を実施するにあたり、より専門的な知識、技術を有する事業者への委託を図るため、多くの事業者から多様な提案を求め、また、公正かつ公平な方法で、総合的な見地から本事業に最適な事業者を選定します。

3 委託予定期間

令和6年5月頃から令和7年3月31日まで

4 区が求める提案内容

- (1) 理念・基本方針
- (2) 内容・特性等
- (3) シミュレーション
- (4) 操作性・UI・UX
- (5) 実施体制
- (6) 拡張性

詳細については、下記「8 参加申し込み手続き (1) 参加申込書・提案書 提出書類 ⑦ 提案書 (自由様式)」の記載を参照してください。

5 委託金額上限額(予定)

13,288,000円 (消費税10%を含む)

6 委託業務内容

別紙「概要書」のとおり。

7 参加資格要件

プロポーザル方式への参加資格要件は、以下の項目を全て満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 参加者及びその役員等が以下の項目に該当しないこと。
 - ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
 - イ 暴力団員等を雇用している。
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 提案価格が予定価格の範囲内であること。
- (6) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てを受けたとき、手形または小切手は不渡りになったとき等）にない者であること。

ただし、プロポーザル方式への参加事業者が契約締結までの間に上記の参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失います。

8 参加申し込み手続き

(1) 参加申込書・提案書 提出書類

- ①プロポーザル方式参加申込書（様式1）
- ②見積書 正本（社名明記）、副本（社名記載なし）
- ③業務受託実績書 正本（社名明記）、副本（社名記載なし）
- ④業務受託実績書に記載した業務を請負ったことが証明できる資料 各1部
- ⑤会社概要、貸借対照表、損益計算書 各1部
※会社概要は案内パンフレット等、貸借対照表及び損益計算書は、直近の1年分を提出してください。
- ⑥法人の登記事項証明（履歴事項全部証明書） 1部
- ⑦提案書（自由様式）
正本（社名明記）、副本（社名記載なし）

提案書には、以下の内容について記述してください。

1) 【理念・基本方針】

◎事業目的の意図を踏まえ、貴社の事業に対する基本的な考え方を記載してくださ

い。

2) 【内容・特性等】

◎区が求める機能（別紙概要書「5業務内容」参照）の内容を満たし、板橋区や対象地域の特性を活かした提案をしてください。

◎3D都市モデルの利用の考え方について記載して下さい。

3) 【シミュレーション】

◎火災延焼シミュレーションの概要を記載してください。

◎火災延焼シミュレーションに必要なデータについての考え方を記載してください。

◎シミュレーションや変数に関する考え方を記載してください。

4) 【操作性・UI・UX】

◎成果品の操作性やUI/UXについて考え方を記載してください。

5) 【開発及び管理・配信に係る実施体制】

◎整備・導入に向けてのスケジュール管理について、貴社の考え方を記載してください。

◎整備・導入に向けての人員配置について、貴社の考え方を記載してください。

◎導入当初の不具合や操作への質疑について、貴社の考え方を記載してください。

6) 【拡張性】

◎翌年度以降対象地域を拡張したい場合の考え方について記載してください。

◎今年度の成果と同規模・同条件で、今年度成果品に別地域を拡張した場合の概算費用をご記載ください。

◎区内全域（32.22 km²）の範囲（発火点10倍想定）を拡張した場合の概算費用をご記載ください。

(2) 提出期限

令和6年2月26日（月）午後5時必着

(3) 提出先

e-mailの場合

e-mail: t-dx@city.itabashi.tokyo.jp へ

直接、郵送の場合

〒173-8501 板橋区板橋2-66-1

本庁舎北館5F 都市整備部 都市計画課 調整・都市基盤DX係 へ

※ データで提出する場合は、pdf, word, excel, powerpointでの提出とする。

※ 書面で提出する場合は、各1部、副本の表記のあるものについては、副本10部とする。

※ 直接提出を行う場合、土日祝日や閉庁時間帯の受付はできません。

※ 郵送は、当日の消印有効ではなく必着です。

※ 提出された書類は返却しません。

※ 本プロポーザル方式への参加に関する経費については、全て参加者の負担となります。

※ 提出書類の再提出及び記載内容の変更は認めません。

※ 提出された書類に虚偽があった場合は、契約締結を行わない場合があります。

9 選定方法

事業者の選定は、第一次審査及び第二次審査の2段階で実施します。

(1) 第一次審査（書類審査）

- ①参加資格要件について審査します。
- ②申込者が多数の場合は、ご提出いただいた参加申込書等により、別紙「第一次審査評価基準兼評価表」に基づいて評価し、上位5者以内に絞ります。
- ③審査項目・審査基準は、別紙「第一次審査評価基準兼評価表」のとおり。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

- ①第一次審査結果通知時に、通過者に対し、別途通知します。
- ②審査項目・審査基準は、別紙「第二次審査評価基準兼評価表」のとおり。
- ③プレゼンテーション時に提案者の責任にて、提案者自社の取組を用いたデモ画像や動画等を利用してイメージを伝えることは可能とする。

10 質問について

質問の受付は電子メールで行います。

受付メールアドレスは「t-dx@city.itabashi.tokyo.jp」

質問の受付期間

令和6年2月15日（木）午後5時まで

質問の回答

令和6年2月19日（月）頃

質問者にメールで回答するとともに、全ての質問内容と回答をホームページに公表します。

11 プロポーザル方式結果の公表について

第二次審査終了後に、第二次審査の審査項目、審査基準、審査結果（順位、評価点等）及び評価点の内訳を公表します。

また、提案採用者については、事業者名、提案価格も公表します。

12 提案書等の情報公開について

プロポーザル方式への参加申込手続き以降に、区に提出された書類については、東京都板橋区情報公開条例に基づき公文書公開請求（情報公開）の対象となります。条例第6条第1項各号に該当する事項以外は原則公開となることから、あらかじめ了承のうえ提出してください。

なお、区から要請がある場合には、事業者は提案書の補足説明書の作成を速やかに行い、提出していただきます。補足説明書は公文書公開請求（情報公開）により開示した提案書の内容を補足する必要がある場合に作成するもので、どのような提案がなされているか想起できる具体的な内容のものとしします。

13 選定の流れ

提出書類受付期限 令和6年2月26日(月)午後5時まで

第一次審査結果通知 令和6年3月4日(月)までに発送

第二次審査実施 令和6年3月7日(木)

(プレゼンテーション)

第二次審査結果通知 令和6年3月8日(金)までに発送

※日程変更があった場合は、区ホームページでお知らせします。

14 予算措置について

本事業は、令和6年度予算の成立(板橋区議会で3月下旬議決予定)を前提として行うものであり、予算が成立しなかった場合には契約締結を行わない場合がありますので、ご了承ください。

15 担当

〒173-0004 板橋区板橋2-66-1 本庁舎北館5階

都市整備部都市計画課調整・都市基盤DX係 担当 藤江・宮崎

電話：03-3579-2566 E-mail：t-dx@city.itabashi.tokyo.jp